

農業委員会 からのお知らせ

農地転用等の

主な申請書類について

- 3条申請書
農地の所有権移転(売買など)による所有者の変更)
- 4条申請
自分の農地を農地以外に転用する場合
- 5条申請
所有権移転と農地転用を同時に行う場合
- 非農地証明
農地でなくなつて20年以上経過し農地にもどる見込みのない場合
- 農地の現況転換届
農地の現況を変える場合(農地の嵩上げや嵩下げ)
- 農地の転用(農業用施設等)
農地に200平方メートル未満の農業用施設を建築する場合
- 利用権設定(今年度より担当)
農地の貸し借りの申請

【農業委員会の申請受付・許可日等】

- ★ 受付締切 毎月10日
- ★ 定例会議 毎月24日ころ
- ★ 県の許可 翌月20日ころ

無断転用や許可どおりに 転用しなかったら・・・



- ★ 工事中の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。
- ★ また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金となる場合もあります。

【お問い合わせ】
地区担当委員または農業委員会事務局 (☎664-1450)



農地パトロールでの現地確認

- ### 【養父市での違反・無断転用事例】
- ◆ 農地を墓地にした。
 - ◆ 申請と異なるものを建築した。
 - ◆ 農地に廃材等を搬入した。
 - ◆ 農地の一部を無断で嵩上げした。

【事務局職員の異動について】

- 転入 (よろしくお願ひします)
- 書記 栃尾友里 (教育委員会より)
- 書記 岸 敬悦 (教育委員会へ)

【農業委員の身分証明について】

- 委員は身分証明書 (農地立入調査証) を携帯しています。